

トータルコンサルティングオフィス

# 税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102  
〒310-0015 梅善ビル 2・3階  
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793  
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp  
http://hiramoto-office.com/

## 税理士の独り言

卓球の福原愛が13年目にして全日本選手権で優勝しました。国際的には実力があるのに国内で勝てなかったのは心の持ち方の問題があったからです。「違う自分になってしまおう」ほどに自分を見失って自滅していた壁を乗り越えた結果が優勝に繋がりました。何度負けても挑戦を続け、体力も気力も向上させる努力を続け、あきらめないという気持ちを試合中も切らさないでいました。13年目で税理士試験に合格した自分とダブリ、原点を思い出しましたが、私の場合は努力が足りず実力がなかっただけです…。

## 私の書棚より

- 日本民族は多様な民族との共生社会を実現できる潜在能力を持っていると言えましょう。わが国の人口動態の将来推移を見つつ、主体的、計画的な日本型移民政策を一刻も早く打ち立てるべきです。
- 東西文化の融合を目指した国際的研究期間を日本に設立し、世界中からさまざまな研究者や文化人、知識人を招来して、その研究成果を世界に向けて発信するのです。

「日本人の底力」  
北尾吉孝著 PHP 研究所

## 税務アンテナ

□東京電力(株)から支払を受ける賠償金の所得税法上の取扱いはその内容によって異なります。

個人の心身の損害又は家事用資産の損害の対する賠償金は非課税となり確定申告の必要はありません。

個人事業者の事業用資産及び棚卸資産の損害に対するもの、必要経費を補てんするためのもの、営業損害のうち減収分に対するものなどは、事業所得等の収入金額となり課税の対象となります。

また、給与所得者が就労不能損害として給与等の減収分に対して支払を受ける賠償金は、給与ではなく一時所得の収入金額になります。

□印紙税法では、予約契約書や仮契約書であっても文書が作成される限りは本契約と同様に扱われ、収入印紙を貼る必要があります。仮領収書も金銭を受け取った事実を証明するものですから、30,000円を超える場合には収入印紙を貼る必要がありますが、売掛金と買掛金を相殺した際の領収書には、金銭の受取が伴わないため、収入印紙を貼る必要はありません。

また、同じ領収書でも、個人間の物品の売買の際に発行する領収書は、営業に関しないものとして非課税とされています。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

## 2月の税務スケジュール

10日	○1月分の源泉所得税の納付
16日	○所得税確定申告の受付
29日	○12月決算法人の確定申告 ○6月決算法人の中間申告(予定申告) ○3月、6月、9月決算法人の消費税中間申告

29日	○2月決算法人の消費税各種選択届出書提出
-----	----------------------

今月の贈る言葉『自分も生き、他人をも生かすようにする』 by ドストエフスキー